

一般社団法人兵庫県子ども会連合会見舞金規程

平成24年4月1日施行
平成29年6月3日変更

(目的)

第1条 この見舞金事業は、県下子ども会会員、指導者、育成者、推進者、協力者の安全活動と安全思想の普及に努め、もって子ども会の進展に寄与することを目的とする。

(会員)

第2条 この見舞金事業の対象となる者は、次に掲げる資格を有するものであること。

- 1 市・町子ども会連合組織に登録した子ども会会員であること。
- 2 前項の子ども会指導者及び育成者であること。
- 3 県子ども会事業の推進者、協力者、参加者であること。

(資格取得)

第3条 会費を当会に振り込んだ日の翌日をもって資格取得とする。なお、5月末までに振り込んだ場合は、4月1日に遡り会員資格を得ることができる。

会員名簿は、金融機関に会費を振り込んだ日と同日に本会に郵送するものとする。但し、名簿が2週間を超えても提出なきとき、事故が起きたものについて、本会はその責を負わないものとする。

(見舞金の給付)

第4条 見舞金を受け取る場合は次の各号による。

- (1) 単位子ども会があらかじめ定められた行事計画に基づき、秩序ある活動が進められ、1人以上の指導者または育成者(20歳以上)の管理下にあった場合
- (2) 上記の活動において指定の集合場所または解散場所と会員の住所との通常経路の往復途中
- (3) 単位子ども会があらかじめ定められた行事計画を推進するために必要な調査活動およびその往復途中
- (4) 指導者または育成者が子ども会活動振興上必要な研修、研究会および会議などへの参加中およびその往復途中

(見舞金)

第5条 本会は急激且つ偶然なる外来の事故に因り、身体に傷害を被ったときは、見舞金を支払う。

2 前項の傷害には、精神的衝動による身体の傷害を含まない。

第6条 傷害を被ったときから治療した日までの通院日数に対し本会は1日につき1,500円を見舞金として支払う。入院治療に要した日数については1日について2,000円を見舞金として支払う。

2 本会の見舞金は10万円を限度とする。

3 この見舞金の対象となる期間は180日(経過観察期間を含む)を限度とする。

第7条 見舞金を受けようとするときは、単位子ども会指導者は、事実証明書ならびに医師の医療報告書を付し、市・町子ども会連合組織を経て、申請するものとする。

医師の医療報告書作成に必要な経費は全国子ども会安全共済会が負担する金額を除いた額を1件分につき本会より支払う。

2 見舞金の申請は、その原因が生じて1ヶ月以内に行わなければならない。なお、1ヶ月を超えて、引き続き治療を要すべき状態に在るときは、前もって1ヶ月以内に本会に連絡を行わなければならない。この期間が過ぎたものは見舞金を支払わないものとする。

(見舞金を支払わない場合)

第8条 本会は次のいずれかに該当する場合は見舞金を支払わないことがある。

- (1) 会員の故意または重大な過失
- (2) 見舞金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- (3) その他、全国子ども会安全共済会規定に示した事項(不正行為)

第9条 見舞金の申請にあたり虚偽の記載をして、見舞金を受領した者はこの金額の返還を命ずることがある。

(運営委員会)

第10条 この見舞金事業運営に関し、重要事項を審議、決定するため、運営委員会をおく。

2 運営委員会は理事会をもって行う。

3 通常の見舞金については事務局長が決定を行い、理事会に報告する。

第11条 その他の事項については全国子ども会安全共済会の規程に準ずる。

第12条 この規程の施行について必要な規則は別に定める。

附 則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成29年6月3日より変更する。

令和4年度

子ども会に入ろう!

一般社団法人 兵庫県子ども会連合会

<連絡先>

〒651-0062

兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター6 階

電話 : 078-221-4081 FAX : 078-230-9670

E-mail : hyogo@kodomo-kai.or.jp

子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、
体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。

子ども会の活動、取り組み

☆仲間遊び ☆エコ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動
☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動 など



一般社団法人兵庫県子ども会連合会に加入すると、安心して子ども会活動を行うことができます。

子ども会活動中や活動場所への往復時に事故(交通事故を除く)が起きた場合、お互いが助け合う共済事業

「全国子ども会安全共済金」と「兵庫県子ども会連合会見舞金」を受けることができます。

また、子ども会活動中に第三者の財物に損害を与えた場合や死傷させた際は、その活動を主催する子ども会が「子ども会賠償責任保険」を申請することができます。

事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にもKYT(危険予知トレーニング)と、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

子ども会に加入するには単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者が、次の年会費を納める必要があります。

(ただし、就学前3年以下の乳幼児が行事に参加する場合には、安全共済会に加入している保護者・祖父母または親族が同伴することが必要となります)

☆子ども会年会費 1人 **300** 円 (10月1日以降加入の場合290円)

内	全国子ども会安全共済掛金	50 円 (10月1日以降加入の場合 40 円)	70 円
	全国子ども会連合会運営費	20 円 (子ども会賠償責任保険料を含む)	(10月1日以降加入の場合 60 円)
訳	兵庫県子ども会連合会 会費	230 円	安全教育、共済金請求書作成、名簿管理等の費用として 50 円
			事業費、管理費などとして 180 円

☒加入手続きに必要な書類など、全国子ども会連合会のホームページにご用意しております。

全国子ども会安全共済とは
子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。

賠償責任保険とは
子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。

自転車保険も取り扱っております。お申し込み、または詳細に関しまして、全国子ども会連合会のホームページをご確認ください。



全国子ども会連合会



全国子ども会安全共済会のご案内

—令和４年度—
ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

１．補償の対象となる「子ども会活動」とは

- （１）子ども会の活動計画に基づき、１名以上の指導者（20歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
 - （２）子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - （３）上記（１）において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記（１）～（３）の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

２．被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。（就学前３年以下の乳幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（満20歳以上）が同伴することが必要となります。）

３．共済金をお支払いする場合

- （１）死亡共済金
①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
②被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）したとき。
- （２）後遺障害共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき。
- （３）医療共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

４．共済金額

- （１）死亡共済金 600万円
- （２）後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて7万円～600万円
- （３）医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%（支払限度額50万円）

５．共済金を支払わない主な場合（死亡、後遺障害、医療）

- （１）次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病
①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
④交通事故（自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。）
⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
（ア）法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
（イ）麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
（ウ）自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）
⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
⑬喘息・癲癇の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・癲癇の持病
⑭成長痛・野球肘・疲労骨折
⑮安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（満20歳以上）の同伴がない就学前３年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

- （２）当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。
- （３）当会は、被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。
（注）いわゆるむちうち症をいいます。
- （４）医療共済金を支払わない場合
①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
③総医療点数が333点以下（医療共済金の額が1,000円以下）の場合
④共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合
- ６．共済期間
令和4年4月1日0時より令和5年3月31日24時までの1年間。
（期間の途中で加入することもできます。）

７．共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円（10月1日以降の加入は40円）。
※共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県（指定都市）子連運営費が必要になります。

８．共済契約書

- ①全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者とする。
- ②都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者とする。
- ③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者とする。
- ④全国子ども会連合および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局代表者

９．契約者の加入手続き（4月1日加入の場合）

- 4月2日以降の加入については、当会ホームページにてご確認ください—
- （１）共済契約書は、令和4年3月31日までに所定の「共済契約申込書」に所要事項を記入し、都道府県（指定都市）子連に申し込むこととする。
 - （２）次の書類を令和4年4月1日より5月31日までの間に都道府県（指定都市）子連に提出すること。
①契約者申込書
②加入申込書・加入者名簿
③年間行事計画書
（３）共済契約者は、令和4年4月1日より5月31日までの間に共済掛金等を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。

１０．万一事故が発生した場合

- （１）事故の通知
被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県・指定都市子連に通知しなければなりません。
- （２）共済金の請求
①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
（ア）死亡共済金については、被共済者が死亡した時
（イ）後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
（ウ）医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出しなければなりません。
③共済金請求権は共済金請求の事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

公益社団法人
全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚 6-1-14 全国子ども会ビル
TEL 03-5319-1741（代） FAX 03-5319-1744
http://www.kodomo-kai.or.jp
E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp

会員のみなさまへ

全国子ども会安全共済会

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

〔施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約
・特約の一部不適用に関する特約（施設所有（管理）者用）・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット〕

この保険は

- ① 「公益社団法人全国子ども会」が保険料を負担し契約しているものであり、主な補償内容をご案内するものです。（加入をおすすめするものではありません）
- ② この保険は「子ども会活動中」の事故により、**主催者（注1）以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体（注2）や指導者等（安全共済会加入者に限る）（注3）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。**

- （注1） 主催者は、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18歳以上の者に限ります）。育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務を行う者をいいます。
- （注2） 主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。
- （注3） 指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18歳以上の者に限ります）、育成者および仕事を委嘱された者をいいます。
- この保険は各子ども会行事の主催者側の賠償を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の賠償を補償するものではありません。
- 主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

■**保険期間（ご契約期間）** 令和4年4月1日午後4時から令和5年4月1日午後4時まで ■**保険金額（ご契約金額）** お支払い金額は以下のとおりです。

◆施設所有（管理）者賠償責任保険（借用イベント施設損壊補償特約＋借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット）

身体障害	1 名につき	1 億円	免責金額 なし	財物損壊	1 事故につき	200 万円	免責金額 1,000 円
	1 事故につき	5 億円					
借用イベント 施設損壊補償特約			他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什（じゅう）器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。				

◆受託者賠償責任保険

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万円	免責金額 3,000円	受託物（レンタル品を含む）を保管施設外において運送している間（積み込みもしくは積卸し作業または積卸し作業後の荷役作業を含みます）の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。
------	----------------------	---------	----------------	---

お支払いする保険

・損害賠償金 ・争訟費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・協力費用 ・損害防止費用

保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ② 子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償責任についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤ 子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に対する損害賠償責任
ただし、満18歳未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥ 全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が販売または提供した商品・飲食物などに起因する損害賠償責任
- ⑧ 自動車、航空機、昇降機（小荷物専用昇降機は除きます。）、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任など

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

（例）スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故（正当な競技規則に従って行為していた場合）や闘争行為（喧嘩）により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

- 過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
- 免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。（被保険者の自己負担となります。）

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有（管理）者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■取扱代理店

株式会社 保険代行事
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋 3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

（2021年12月承認）B21-103242